

南部スーダン共和国独立への2つの選挙 —スーダン総選挙と南部スーダン住民投票を監視して—

国際平和協力研究員（第6期生）

安藤由香里

要 旨

2011年7月9日、193番目の国連加盟国として南スーダン共和国が誕生した。南部スーダン人がスーダンからの分離独立を自ら決定するまでの道程で、2010年4月の総選挙、2011年1月の南部スーダン住民投票が果たした役割は大きい。本稿は、その双方の選挙・住民投票に日本政府監視団として、国際的な選挙監視の立場からかかわった筆者の経験に基づき、特に現地で見聞したことを中心とした記録である。

はじめに

国際平和協力本部事務局に研究員として在任中、筆者は外務省設置法¹に基づく2010年4月のスーダン総選挙及び国際平和協力法²に基づく2011年1月の南部スーダン住民投票を監視する機会を得た。2011年7月9日に南スーダン共和国が193番目の国連加盟国として承認され、2012年7月9日をもって既に1周年が経過した。新国家の創設に重要な位置をしめた、日本政府による2つの選挙について、双方を監視し、かつ後者の事前準備段階からかかわった者として、現地で見聞したことを中心にまとめてみたい。

なお、筆者は、スーダン総選挙監視2010年4月4日～16日、事前調査2010年10月1日～9日、南部スーダン住民投票監視国際平和協力隊員として、2010年12月23日～2011年1月21日（うち12月23日～1月1日の間は先遣隊）の間、派遣された。

1. スーダン・南スーダンにおける国際的選挙監視活動の背景

（1）国際的な選挙監視活動

国際的な選挙監視とは、紛争により混乱が生じた地域において、民主的な手段による統治組織の設立を目的とする選挙や投票の公正な執行を確保するために行われる活動である。端的に言えば、国際的な選挙監視の目的は、公正な選挙かつ投票の自由の確保である。

¹ 外務省設置法（平成11年7月16日法律第94号）4条「所掌事務」

² 国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律（国際平和協力法）（平成4年6月19日法律第79号、平成18年12月22日法律第118号最終改正）3条2号の2「国際的な選挙監視活動」

日本政府による国際的な選挙監視活動には2つの類型がある。①1992年国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律(以下、国際平和協力法)3条2号の2、及び②1999年外務省設置法4条の所掌事務である。2010年4月11日から15日のスーダン総選挙監視は、②外務省設置法に基づき実施された。他方で、2011年1月9日から15日の南部スーダン住民投票監視は、①国際平和協力法に基づき実施された。①の実施にあたっては、スーダン住民投票監視国際平和協力隊の設置等に関する政令(平成22年政令第243号)、³並びにスーダン住民投票監視国際平和協力業務実施計画(平成22年12月10日閣議決定)⁴、及びスーダン住民投票監視国際平和協力業務実施の概要⁵で詳細を定めている。国際平和協力法3条2号の2を満たすには、2つの重要な要素がある。すなわち、受入国が同意していること、並びに全ての紛争当事者が武力紛争の停止及び維持を同意していることである。この点、住民投票に係る国際的な選挙監視活動について条件が満たされており、また、国際平和協力法6条1項3号に規定する日本の国際平和協力業務の実施についての受入国の同意も得られていた⁶。

(2) 2010年スーダン総選挙の背景

2005年1月9日の包括和平合意(以下、CPA)は、6つの議定書と2つの付属書から成る。すなわち、第1章 マチャコス議定書、第2章 権力の配分に関する議定書、第3章 富の配分に関する議定書、第4章 アビエ地域の帰属に関する議定書、第5章 南コルドファン州・青ナイル州の帰属に関する議定書、第6章 治安措置議定書、付属書1 停戦合意・治安措置に関する履行様式、付属書2 履行モダリティーに関する技術合意である。本CPAは、2010年総選挙、6年間の移行期間が終了する2011年7月9日の南部スーダンの独立を問う住民投票、アビエ地域の帰属を問う住民投票及び南コルドファン州・青ナイル州の住民協議の基礎とされており、平和の礎と言っても過言でない。

2010年4月11日から15日に実施されたスーダン総選挙は、北部スーダンでは4種類、南部スーダン(当時)では6種類を投票する非常に複雑な選挙であった。それに加え、選挙区制度⁷、女性枠制度⁸、比例代表区制度⁹があり、有権者のほとんどが選挙を経験したことのない中での混乱は容易に想像できるであろう。

2010年総選挙で最重要視されたのは、スーダン共和国大統領選挙であった。立候補者は数多かったものの、実質的には、北部スーダンの主力政党である、国民会議党(National Congress Party: NCP)の選出で、バシール現職大統領と、南部スーダンの主力政党スー

³ http://www.pko.go.jp/PKO_J/data/pdf/01/data01_26.pdf last visited 1 August 2012.

⁴ http://www.pko.go.jp/PKO_J/data/pdf/02/data02_26.pdf last visited 1 August 2012.

⁵ http://www.pko.go.jp/PKO_J/data/pdf/03/data03_26.pdf last visited 1 August 2012.

⁶ スーダン住民投票監視国際平和協力業務実施計画、平成22年12月、2頁。

⁷ 特定の選挙区につき特定人数を選出する。

⁸ 特定数の女性を選出する。

⁹ 特定の候補者ではなく政党を選出する。

ダン人民解放運動（Sudan People's Liberation Movement: SPLM）選出候補者の一騎討ちと見られていた。しかし、投票開始日数日前に、SPLM候補者が辞退したため、有権者がSPLM候補者に投票したとしても無効票となった。

表1 2010年の総選挙の種類

【北部】	スーダン統一政府大統領、スーダン統一政府議会、州知事、州議会
【南部】	スーダン統一政府大統領、南部政府大統領、スーダン統一政府議会、南部議会、州知事、州議会
●選挙区制度 ●女性枠制度 ●比例代表区制度	

出典：筆者作成

（3）2008年のスーダン国家選挙法

1998年の総選挙法は、2008年の国家選挙法の施行をもって廃止された¹⁰。有権者の定義は、2008年の国家選挙法21条に規定されている。有権者は、(a) スーダン人であること、(b) 18歳であること、(c) 選挙登録をした者、(d) 市民及び政治的権利を享受していること、(e) 健全な心の持ち主であること、の5つの条件を満たす者である¹¹。

（4）国連との関係

スーダンでは、2010年の総選挙及び2011年の南部スーダン住民投票が実施された当時、国連安全保障理事会決議1590に基づき、国連スーダンミッション（以下、UNMIS）が活動していた¹²。UNMISの選挙支援部が、選挙物資の運搬支援や投票用紙等の箱詰めを支援した。また、国連開発計画（以下、UNDP）は、選挙ポスター等を作成し、有権者教育を行っていた。女性有権者用ハンドブック作成を行う等女性有権者の支援に特に力をいれていた。日本政府は、UNDPを通じ約1,000万ドル（約10億3,000万円）の緊急無償資金協力を実施した¹³。さらに、国連女性開発基金（以下、UNIFEM）が、1984年からUNDPと連携プログラムを実施しており、日本政府選挙監視団の受入れもUNIFEMが担当していた。

日本政府以外の国際的な選挙監視団としては、欧州連合（EU）約130名、ジミー・カーター元米大統領が団長のカーターセンター、元ガーナ大統領が団長のアフリカ連合（AU）で、南アフリカがAU枠で50名派遣を表明し、ナイジェリアも相当数の派遣を表明していた。それ以外にも、アラブ連盟、政府間開発機構（IGAD）、中国政府（13名）、ロシア政府、ブラジル政府、ノルウェー政府、エジプト政府が派遣していた。また、国内選

¹⁰ The National Elections Act 2008 Section 2 (1).

¹¹ The National Elections Act 2008 Section 21 (a)-(e).

¹² UN Security Council Resolution, U.N.Doc.S/RES/1590 (2005), 24 March 2005.

¹³ <http://www.mofa.go.jp/mofaj/press/release/21/10/1196621_1108.html> last visited 6 August 2012.

挙監視団では、Sudanese Network for Democratic Elections (以下、SuNDE)、Sudan Domestic Election Monitoring And Observation Programme(以下、SuDEMOP) が積極的な活動を行っていた。

2. 2010年のスーダン総選挙監視活動

(1) スーダン総選挙に関する委員会のしくみ

国家選挙委員会 (National Election Commission: NEC) が、首都ハルツームに設立された。その下部組織として、南部スーダン高等選挙委員会 (Southern Sudan High Elections Committee : SSHC)が南部スーダンの首都ジュバに設立され、州高等選挙委員会 (State High Elections Committee: SHC) が各州都に設立された。

(2) 2010年スーダン総選挙監視の流れ

2010年スーダン総選挙の投票は5日間(2010年4月11日～15日)実施された。投票期間は当初4月11日～13日とされていた。しかし、4月12日、NECがスーダン全域で投票期間を当初の4月13日まででから15日まで2日間延長することを発表した。開票は15日午後6時から開始された。

スーダン全土(北部及び南部)10,751カ所の投票所で、約1,600万人が投票した。その中、日本政府監視団は、スーダン首都ハルツーム、南部スーダンの首都ジュバ、ダルフルの州都エル・ファシールの3カ所に16名の監視員を派遣し、元在スーダン日本国大使の石井団長のもと156カ所の投票所を監視した。筆者は、南部スーダンの首都ジュバに派遣され、ジュバが位置する中央エクアトリア州のジュバ周辺で監視活動を行った¹⁴。

表2 2010年総選挙の一日の流れ

7時	投票所開場準備 (投票箱等の点検)
8時	投票所開場
	1投票所に7名の選挙スタッフで運営
18時	閉場
19時	投票箱の管理点検

出典：筆者作成

(3) 2010年総選挙の投票所の様子 (南部スーダンの首都ジュバ)

各投票所前には、有権者名簿が貼り出しており、その中から自分の名前を見つけ列に並ぶ

¹⁴ スーダン総選挙への我が国選挙監視団の活動 (概要) 平成22年4月28日
 〈<http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/sudan/observation/gaiyo.html>〉 last visited 6 August 2012.

が、名前が見つかるまで投票所を回ることになるため時間を要する。名前が見つからない場合、現場レベルでの問題処理窓口はなく、どこにも名前がなく投票できないという声が相当数聞かれた。各投票所を統括する投票センター責任者（以下、CEO）管轄毎に問題処理窓口を設置し、適切な投票所を投票期間中にみつけ出す仕組みを設置する等の解決策が望まれたが、解決に至らなかった。

有権者登録票はアラビア語又は英語で記載され、選挙人名簿もアラビア語又は英語と統一されておらず、名前の順序が逆の場合や英語からアラビア語に記載が変わっている場合、見つけ出すのが困難であった。また、選挙人名簿がアルファベット順になっているため、シリアル番号から見つけ出すのも困難であり、選挙スタッフ（Identification Officer）から名前を探し出すのが困難であるという声が相当数聞かれた。

南部スーダンでは非識字率90%と言われており、ペンを握ったことのない者も少なくない。選挙スタッフが何度も投票の手順を教えるものの理解できない様子も多数見られた。本来、選挙スタッフ以外が字を読めない者を助けるのはルールに違反するが、各政党の監視員数名が一人の年配者を助け、その有権者が助けてくれたことに何度も感謝して帰っていく姿が見られた。

各投票所では、7名の選挙スタッフの人員配置や投票はリーダーの采配で行われており、交替で投票に行かせているリーダーもあれば、数カ所の投票所を代表するCEOにアドバイスを求めるために、まだスタッフは誰も投票していないというリーダーもあり、相当数の選挙スタッフが投票できなかったと考えられる。

マンガーツリーの下での投票所では、風で投票用紙が飛ばされる、雨で紙類が損傷する等の問題があり、出来る限り屋内での投票が望ましい。しかし、政府建物の使用を拒否されたため、私有の元ホテルで行われている投票所もあり、選挙委員会による政府への協議が今後の課題と思われる。

机・椅子が届かない投票所では選挙スタッフリーダーが立替払いで調達するよう選挙委員会に指示された模様だが、投票日2日目の時点でお金は届いておらず、輸送業者から早く支払うように脅されていると怯えていたリーダーがいた。選挙スタッフ個人が借金を負うことのないようにフォローアップが必要と思われる。

選挙に必要な資金は南部スーダン選挙委員会から各州選挙委員会ではなく、ハルツームのNECから州選挙委員会へ流れる仕組みになっている。中央エクアトリア州選挙委員長は投票日前日に、テント購入代金、選挙スタッフ及び警察への給与が届いておらず、ボイコットが起こるかもしれないと心配していた。

NECから中央エクアトリア州選挙委員会への資金配給が上手く機能していないため、選挙スタッフから投票日1日目、2日目は水・食糧が何もないと不満の声が聞かれた。3日目午前数カ所のみで各スタッフに10スーダポンド（約400円）が配られた模様。しかし、資金の出処は明確でないとの声も聞かれ、監視団が出処の解明を依頼された。

ジュバでは経済的困難から飲まず食わずの選挙スタッフが多数いたが、休憩なしで40度

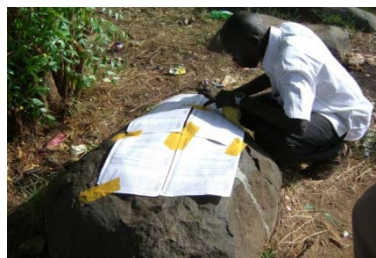
を越える暑さの中、投票手続きを行っていた。そこに南部における来たる選挙(2011年1月9日の住民投票)への意気込みを感じた。

筆者は、概ね大きな障害を見聞しなかったが、以下は特記すべき事項としてあげたい。

学校の投票所で、4月11日午前10:30頃ピストルを持った身元不明の男性が侵入し、選挙スタッフ以外の政党監視員を追い出し、10分居すわった後、立ち去ったと同選挙スタッフから直接聴取した。本邦選挙監視団は居合わせなかった。11日午後、某投票所で、棒を持った私服男性がロープ内投票所の椅子に座り、投票者に指図をしていた。すぐ横では棒を持った青制服の女性警察官が同様のことをしていた。本邦監視団のひとりが選挙スタッフに何者か尋ねたところ字が読めない人を助けているとのこと。その後、同私服男性がセキュリティーだと言ってきたものの、監視活動が続いている間はおとなしく椅子に座っていた。後日訪れた際にはいなくなっていた。投票の秘密性を保つため投票所には段ボールで作られた目隠し付テーブルが4つ設置されるはずであるが、2つあるいは3つしか使用されていない場所があった。有権者が持参する登録票を回収するかしないかのルールが定められていなかった。不正をより少なくするために、登録票を回収し裁断することを徹底することが望まれる。

以上をまとめると、ジュバでは、選挙スタッフを含めほぼすべての者が生涯初の選挙を経験した。空腹に耐え、朝8時から夜6時のみならず投票時間前後の準備を通して交替要員はなく、登録した投票所が遠く投票を断念した選挙スタッフもいる。過酷な環境下で、選挙に取り組んでいた選挙スタッフに敬意を表したい。そうした状況の中、民主的選挙を実施する大前提であるロジスティックスの改善が望まれる。投票日前日にテント代、選挙スタッフ及び選挙の警備にあたる警察の給与が南部スーダンの首都であるジュバにさえ到着しておらず、選挙スタッフによるボイコットを中央エクアトリア選挙委員長が心配する状況であった。ハルツームのどこで資金が滞ったかの究明及びその後、資金がジュバに到着したかのフォローアップが国際社会により必要だったと思われる¹⁵。

写真1 2010年スーダン総選挙の様子：南部スーダンの首都ジュバ



石に貼られた有権者名簿から名前を探す有権者

¹⁵ 4月21日、投票所スタッフ数十人が給与支払いを求めてジュバのSSHC前でデモを行ったため警察と衝突し、双方に多数の負傷者が発生した。



投票用紙の交付を待つ女性



二重投票防止用インク



投票の秘密を守る段ボールの衝立



投票用紙をもらう男性の左にあるのは投票箱



閉場後の投票箱の保管はマンゴーツリーの下

出典：いずれも筆者撮影

(4) 大統領選挙の結果と各監視団の声明

大統領選挙の結果、バシール現職大統領が6,901,694票(68%)で再選された。NECによると、大統領選挙の有効票は、10,114,310票で投票率は61%であった。また、南部スーダン大統領選の結果、サルヴァキール南部スーダン大統領が、92%で再選された。南部スーダン大統領選挙の有効票は、2,616,613票で投票率は92%であった。

4月15日、国連事務総長は野党のボイコットや不法行為の報告はあったが、大きな治安上の問題なく選挙を終えたと表明した。4月17日、カーターセンター¹⁶及びEU¹⁷は、今

¹⁶ 〈<http://www.cartercenter.org/resources/pdfs/news/pr/sudan-preliminary-statement-041710.pdf>〉 last visited 6 August 2012.

¹⁷ 〈http://www.operationspaix.net/IMG/pdf/EU_SudanElectionObservationPreliminaryStatement_2010-04-17_.pdf〉 last visited 17 April 2010.

次選挙が国際基準を満たすものでなかったと発表し、4月19日、米・英・ノルウェーはトロイカ共同声明で、国際基準を満たすものでなかったと発表した¹⁸。

4月21日、日本政府選挙監視団は、選挙に関連する深刻な治安事件は発生せず、本選挙は概ね平穏裡に実施されたと発表した。特に、過酷な天候下での選挙スタッフの努力を高く評価した¹⁹。

3. 南部スーダン住民投票

(1) 南部スーダン住民投票の概要

2010年4月5日の国連事務総長報告書によると、「国連平和維持活動局は、2011年1月9日の住民投票に向け、2010年3月18日～30日に調査団を派遣した。住民投票の有権者は2010年4月の総選挙より少数であるため、南部及びアビエ地方住民投票法に従い、新たな選挙登録が必要である²⁰」としていた。

当初、住民投票は、南部スーダン及びアビエの2カ所で2011年1月9日から予定されていた。しかし、アビエ住民投票委員会の設立が頓挫するなか、2009年南部スーダン住民投票法に基づき、南部スーダン住民投票委員会(以下、SSRC)が設立した。2010年11月15日から12月8日に有権者登録が実施され、2011年1月9日から15日に統一かつ分離独立かの二者択一をする南部スーダン住民投票が実施された。

国連統合住民投票選挙部(以下、UNIRED)のスタッフ約340名が、SSRCに技術的な助言及び支援を行い、資金調達、ロジスティックスの住民投票過程の支援を行った。例えば、有権者登録・住民投票に必要な物資(投票スタッフの研修資材、有権者教育、事務所の機材、車)の調達・輸送等の支援である。UNDPバスケットファンドには、10カ国が5,604万米ドルを拠出し、日本は817万米ドルを拠出した。

¹⁸ 〈<http://www.state.gov/r/pa/prs/ps/2010/04/140408.ht>〉 last visited 6 August 2012.

¹⁹ スーダン国家選挙委員会への日本選挙監視団報告書(仮訳) 2010年4月21日

〈http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/sudan/observation/pdfs/sudan_nec_jp.pdf〉 last visited 6 August 2012. 主な声明としては、AU

〈http://www.africa-union.org/root/au/au/department/pa/election_unit/2010/soudan/au%20eom%20sudan%202010%20preliminary%20statement%20%28final%29.doc〉 last visited 6 August 2012.

I G A D

〈http://igad.int/index.php?option=com_content&view=article&id=199:election-observer-mission-to-the-sudan-interim-statement&catid=59:sudan-elections&Itemid=157〉 last visited 6 August 2012.

スーダン国内選挙監視団(SuNDE、SuDEMOP)

〈<http://blogs.ssrc.org/sudan/2010/04/19/tamam-on-the-electoral-process/>〉 last visited 17 April 2010.

²⁰ 国連事務総長報告書2010年4月5日(UN Doc. S/2010/168)、パラ24。

(2) 南部スーダン住民投票法

2009年南部スーダン住民投票法は、2009年12月28日の国民議会で採択され、2009年12月31日に大統領署名で発行された。全7章、69条から構成されている。CPA移行期間終了6ヵ月前にあたる2011年1月9日に実施の、南部スーダン住民投票の規則及び実施の枠組みを定めている²¹。

南部スーダン住民投票有権者の定義は、2009年南部スーダン住民投票法25条に規定されている。有権者は、(1) 南部スーダン人の血族²²又は(2) 南部スーダンに継続して永住している者又はその血族²³で、かつ(3) 18歳であること²⁴、(4) 健全な心の持ち主であること²⁵、(5) 有権者登録をした者²⁶の条件を満たす者である。問題となるのが、南部スーダン人の定義である。(1) は、1956年1月1日若しくはそれ以前に南部スーダンに定着していた先住コミュニティの一つに属する者、南部スーダンのエスニック・コミュニティの一つにその先祖を持つ親(両親又は片方)に生まれたが、1956年1月1日以降に南部スーダンに中断なく居住していない者、(2) は、1956年1月1日以降に南部スーダンに継続して永住している者、又は、両親若しくは祖父母のうちいずれかが永住している者としており、1956年1月1日が重要となっている。

(3) 南部スーダン住民投票に関する委員会のしくみ

SSRCは、委員長、副委員長及び7名の委員から構成され、第1副大統領の同意を経て、大統領が任命し、国民議会の過半数で承認される²⁷。南部スーダン住民投票事務所は、SSRCの副委員長が事務局長を兼任する²⁸。南部スーダン住民投票事務所長の推薦によりSSRCに任命された委員4名で構成される²⁹。南部スーダン住民投票事務局は、事務局長は委員会の推薦に基づき、第1副大統領の同意を経て、大統領が任命する³⁰。州住民投票委員会、南部スーダン住民投票事務所の推薦に基づき設立され、委員長及び4名の委員で構成される³¹。郡住民投票委員会は、南部住民投票事務所の同意に基づき、州住民投票委員会によって設立される³²。州住民投票委員会は、郡住民投票委員会の推薦に基づき、投票センター

²¹ 南部スーダン住民投票法3条。

²² 同法25条1項。

²³ 同法25条2項。

²⁴ 同法25条3項。

²⁵ 同法25条4項。

²⁶ 同法25条5項。

²⁷ 同法10条1項。

²⁸ 同法18条1項。

²⁹ 同法18条2項。

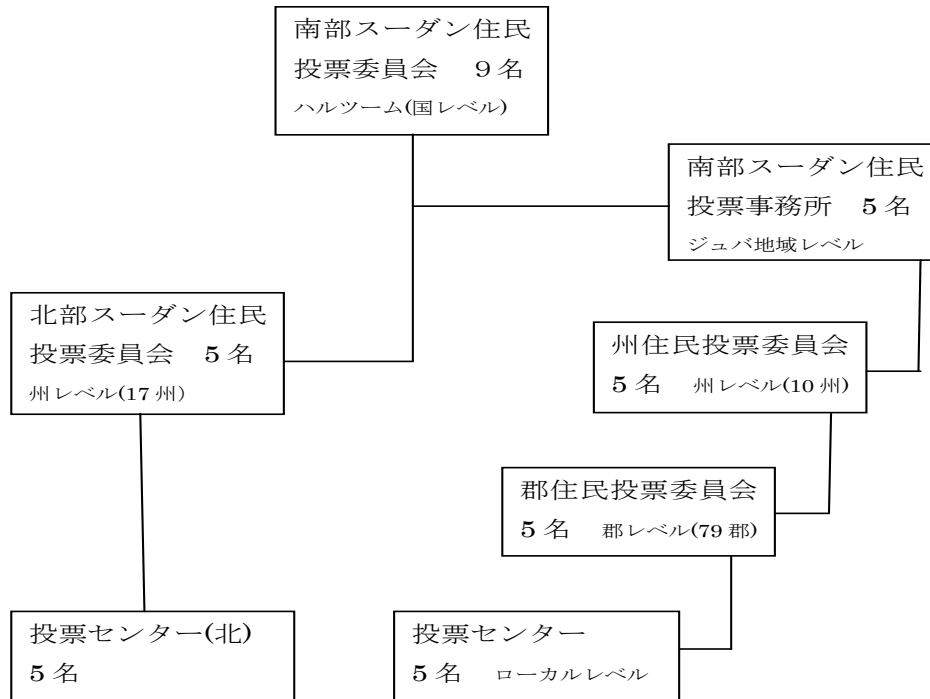
³⁰ 同法19条1項。

³¹ 同法22条1 - 2項。

³² 同法23条1項。

を設立する³³。

図1 南部スーダン住民投票委員会による選挙運営



出典：筆者作成

(4) 南部スーダン住民投票の流れ

南部スーダン住民投票は7日間(2011年1月9日～15日)実施された。南北スーダン・在外8カ国の投票センターで、約380万人が投票した。その中で、日本政府監視団は、南部スーダンの首都ジュバに本部を設置し、スーダンの首都ハルツームの2カ所に15名の監視員を派遣し、元在スーダン日本国大使の石井団長のもと公正で自由な住民投票のために監視活動を行った。筆者は、南部スーダンの首都ジュバに派遣され、ジュバが位置する中央エクアトリア州全体で監視活動を行った³⁴。

³³ 同法23条2項。

³⁴ 〈http://www.pko.go.jp/PKO_J/result/sudan/sudan07.html〉 last visited 6 August 2012.

表3 南部スーダン住民投票の一日の流れ

7時	投票所開場準備（投票箱等の点検）
8時	投票所開場
	1 投票所に5名のスタッフで運営
18時 ³⁵	閉場
19時	投票箱の管理点検

出典：筆者作成

図2 南部スーダン住民投票の流れ



出典：いずれも筆者撮影

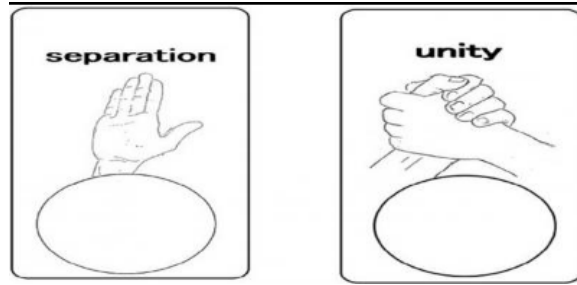
(5) 南部スーダン住民投票の様子（中央エクアトリア州）

2010年総選挙と比して、統一か分離独立かの二者択一で非常に単純であった。また、昨年の総選挙を経験しているため、選挙スタッフも有権者も非常にスムーズに行っていた印象が強かった。

写真2が投票用紙である。非識字率が90%と言われている南部スーダンでは、投票についても工夫が施され、投票用紙の下の○の中に、親指につけたインクを付け、投票する。分離が掌であるのは、バイバイの意味ということであった。各投票センターには、SSRCが作成したポスターが貼られていた。

³⁵ 当初17時までであったが、投票期間中SSRCの通達で18時まで延長された。

写真2 南部スーダン住民投票用紙（左）、ポスター（右）



出典：筆者撮影

写真3 2011年南部スーダン住民投票の様子：中央エクアトリア州



投票資材を各投票センターに輸送準備中の倉庫



ジュバで研修中の投票スタッフのリーダー



マンゴーツリー下の投票所



有権者登録証を見せてもらい投票用紙に印鑑を押す投票スタッフ



二重投票を防止する特殊インクをつける有権者
出典：いずれも筆者撮影



ジョン・ガラン廟で夜通し行われた開票作業

（６）日本以外の監視団の派遣状況

2010年の総選挙との大きな違いは、国連事務総長ハイレベルパネルが展開していたことである。国連事務総長によって任命された、ムカパ前タンザニア大統領、モンテイロ元ポルトガル外相、ポカレル元ネパール選挙委員会委員長が、他の国際選挙監視団と異なり、何かあった場合には、介入する権限を有していたことであった。

国際的な監視団としては、2010年総選挙と同様に、EU、AU、アラブ連盟、IGAD、カーターセンターが行っていた。それに加え、米国政府、英国政府、カナダ政府、ノルウェー政府、オランダ政府、ウガンダ政府、中国政府が監視団を派遣していた。また、スーダン国内選挙監視団は、2010年総選挙と同様に、SuDEMOPは南部スーダン10州の79郡すべてに派遣し、ジュバ郡で730名、南部スーダンで2,600名の監視員を派遣予定。ジュバ州、上ナイル州、ジョングレイ州に地域調整官が駐在していた。また、SuNDEは、National Democratic Institute (NDI)による支援を受け、南部スーダン10州の73郡に2,800名、北部スーダンは15州に300名(ハルツーム及び青ナイル州が重点地域)を姉妹団体である SuGDE が展開した。ジュバに調整グループがあり、各州に調整官及びアドバイザーが駐在していた。

（７）南部スーダン住民投票の結果

7日間にわたる住民投票が無事終了し、2011年1月15日夜から即日開票が行われた。基本的には、投票センターで、夜通し開票作業が行われたため、開票のために、SSRCからランプが2つ配布されていた。

開票の結果、南部スーダンの有効投票数 3,713,596 票中、統一 16,129 票(0.43%)、分離独立 3,697,467 票(99.57%)、南部スーダン以外での有効投票数 123,810 票中、統一 28,759 票

(23.23%)、分離独立 95,051 票(76.77%)で、合計では、98.83%が分離独立に投票し、南部スーダンの独立が確定した³⁶。

³⁶ 「SSRC 投票最終結果報告書」2011年2月7日

表4 全投票結果³⁷

統一	44,888 票	1.17%
分離独立	3,792,518 票	98.83%
全投票数	3,851,994 票	
無記入	6,222 票	
無効	8,366 票	

表5 中央エクアトリア州の結果³⁸

統一	4,985 票	1.1%
分離独立	449,311 票	98.9%
全投票数	457,439 票	
無記入	1,523 票	
無効	1,620 票	

表6 ジュバ郡の結果³⁹

統一	3,650 票	1.7%
分離独立	211,018 票	98.3%
全投票数	216,242 票	
無記入	814 票	
無効	760 票	

むすびにかえて

日本政府スーダン住民投票監視団は、住民投票全体として大きな混乱や遅滞もなく、自由、公正かつ平和裏に実施されたと評価した。特に、心配されていた投票にかかる諸準備は投票開始前日までに概ね整い、ロジスティックス面でも大きな問題はなかったことは大変評価できる⁴⁰。ジュバでは4チームがジュバ郡内の全ての15パヤム⁴¹81カ所の投票所を監視した。また、ハルツームでは1チームが市内及び近郊49カ所の投票所で監視活動を行い、ジ

〈http://southernsudan2011.com/sites/default/files/Final_Results_Report_20110206_1512.pdf〉 last visited 6 August 2012.

³⁷ 〈<http://southernsudan2011.com/>〉 last visited 6 August 2012.

³⁸ 〈<http://southernsudan2011.com/results/state/76>〉 last visited 6 August 2012.

³⁹ 〈<http://southernsudan2011.com/results/county/78>〉 last visited 6 August 2012.

⁴⁰ 日本政府スーダン住民投票監視団「日本政府監視団による評価と提言」2011年2月5日
 〈http://www.pko.go.jp/PKO_J/result/sudan/pdf/sudan07_05.pdf〉 last visited 6 August 2012.

⁴¹ 郡の下での行政単位。

ユバ及びハルツーム合計で、のべ241カ所の監視活動を行った。時に不発弾に遭遇する等容易でないこともあったが、その様子は「スーダン監視団隊員日記～スーダン住民投票監視団隊員の活動の様子など～」を参照されたい⁴²。

南部スーダン以外で、分離独立に投票した人が76.77%であった理由のひとつは、分離独立後の市民権、国籍にまつわる憂慮と関係なくはない。長年にわたる紛争中に南部スーダン人が北部で、北部スーダン人が南部で生活基盤を築いた事例が多数ある。2012年3月にAUの調停で市民権に関する枠組合意がスーダンと南スーダンの間で締結されたが⁴³、問題の解決にはいたっていない。問題は山積みではあるが、2012年8月4日、石油パイプラインの使用料に関し、AUの調停で、スーダンと南スーダンの間で合意が締結された⁴⁴。これにつき、2012年8月6日、国連事務総長は歓迎の意を表明した⁴⁵。このように、スーダン、南スーダン情勢は、本稿を書いている現在も刻々と変化し続けている。市民権・国籍の問題につき、筆者は今年度内に現地調査を計画しており、また、増加し続ける国内避難民についてカナダとドイツの研究所と共同研究を進めており、スーダン、南スーダンの今後の動向に注目していきたい。

*本稿は個人的な見解であり、日本政府を代表するものではない。

(2012年8月7日脱稿)

⁴² 〈http://www.pko.go.jp/PKO_J/result/sudan/sudan07.html〉 last visited 6 August 2012.

⁴³ *Framework Agreement on the Status of Nationals of the Other State and Related Matters between The Republic of the Sudan and The Republic of the South Sudan*, signed in Addis Ababa, 13th March 2012.

⁴⁴ South Sudan Press Release 4 August 2012

〈http://sudantribune.com/IMG/pdf/GoRSS_Press_release_on_oil_deal_4August_2012.pdf〉 last visited 7 August 2012.

⁴⁵ UN News Centre, "Secretary-General welcomes oil deal between Sudan and South Sudan" 6 August 2012

〈<http://www.un.org/apps/news/story.asp?NewsID=42633&Cr=Sudan&Cr1=South+Sudan>〉 last visited 7 August 2012.

参考文献

- Claire Mc Evoy and Emile LeBrun "Uncertain Future: Armed Violence in Southern Sudan" Small Arms Survey, April 2010
(<http://www.smallarmssurveysudan.org/pdfs/HSBA-SWP-20-Armed-Violence-Southern-Sudan.pdf>) last visited 6 August 2012.
- Nasredeen Abdulbari 'Citizenship Rules in Sudan and Post-Secession Problems' *Journal of African Law*, Vol.55, No.2, 2011.
- Vanessa Rüegger and Rekha Oleschak-Pillai 'State secession in international law and the 2011 Referendum in the Sudan', *Peters Dreiblatt: Föderalismus, Grundrechte Verwaltung*, 2010.
- Charles Riziki Majinge, *German yearbook of international law*, Vol.53, 2010.
- Bronwen Manby 'The Right to a Nationality and the Secession of South Sudan: A Commentary on the Impact of the New Laws' Open Society Initiative for Eastern Africa, June 2012,
(<http://www.soros.org/sites/default/files/right-nationality-and-secession-south-sudan-commentary-20120618.pdf>) last visited 6 August 2012.
- UNHCR and UNMIS, *Sudan Citizenship Symposium*, 6-7 November 2010
(<http://www.unhcr.org/4d877ce2fc0.pdf>) last visited 24 March 2012.
- Munzoul A. M. Assal 'Nationality and Citizenship Questions in Sudan after the Southern Sudan Referendum Vote', *Sudan Report*, 2011:1
(<http://www.cmi.no/publications/file/3933-nationality-and-citizenship-questions-in-sudan.pdf>) last visited 24 March 2012.
- Refugees International, *Sudan: Preventing Violence and Statelessness as Referendum Approaches*, June 29, 2010.
([http://refugeesinternational.org/sites/default/files/062810_Sudan_preventing%20\(2\).pdf](http://refugeesinternational.org/sites/default/files/062810_Sudan_preventing%20(2).pdf)) last visited 24 March 2012.
- Framework Agreement on the Status of Nationals of the Other State and Related Matters between The Republic of the Sudan and The Republic of the South Sudan*, signed in Addis Ababa, 13th March 2012.
- Republic of South Sudan, *Nationality Act 2011*.
- Republic of South Sudan, *Nationality Regulations 2011*.
- Republic of South Sudan, *Passports and Immigration Act 2011*.
- Republic of Sudan, *Nationality Act (Amendment) 2011*.
- Republic of Sudan, *Nationality Act 2003*.
- Republic of Sudan, *Nationality Act 1994*.
- The Transitional Constitution of the Republic of South Sudan 2011*.

The Interim Constitution of Southern Sudan 2005.

The Interim Constitution of the Republic of the Sudan 2005.